

○栃木市立小学校小規模特認校実施要綱

平成24年8月27日

教育委員会告示第21号

改正 平成25年3月15日教委告示第9号

平成27年3月23日教委告示第10号

平成30年9月27日教委告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、自然、歴史、文化その他の恵まれた地域の環境を生かし、特色ある教育活動を推進している特定の小規模校において、教育を受けることを希望する保護者に対し、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条及び栃木市立小中学校通学区域に関する規則(平成22年栃木市教育委員会規則第17号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、通学すべき小学校として栃木市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定した栃木市立小学校(以下「小学校」という。)を変更する制度(以下「小規模特認校制度」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度により児童を受け入れる小学校(以下「小規模特認校」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 大宮南小学校
- (2) 国府南小学校

(平25教委告示9・平27教委告示10・平30教委告示12・一部改正)

(対象児童)

第3条 小規模特認校に入学又は転入学をすることができる児童は、市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。

- (1) 小学校に入学を予定している者
- (2) 小学校に在学している者

(入学又は転入学の要件)

第4条 小規模特認校への入学又は転入学を希望する保護者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 小規模特認校の教育、PTA活動等について十分に理解し、積極的に協力すること。
- (2) 保護者の責任と負担において、児童を通学させること。

(受入れ人数)

第5条 小規模特認校の受入れ人数は、児童の募集を行う小規模特認校に在学する児童数、実態等を勘案し、毎年度、教育委員会が当該小規模特認校と協議の上、決定する。

(受入れ時期及び期間)

第6条 小規模特認校への入学又は転入学の時期は、原則として4月1日とする。ただし、教育委員会

が認める場合は、この限りでない。

- 2 小規模特認校制度の在学期間は、原則として卒業までとする。
- 3 児童又は保護者の事情により小規模特認校への通学が困難になった場合は、教育委員会は、許可を取り消し、規則第3条第1項の規定により通学すべき小学校を指定するものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行し、平成25年4月1日以後に通学する児童から適用する。

附 則 (平成25年教委告示第9号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年教委告示第10号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年教委告示第12号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の栃木市立小学校小規模特認校実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に通学を開始する児童から適用し、同日前に通学している者については、なお従前の例による。